

特定退職金共済制度に加入されている

事業主（共済契約者）の皆様、従業員（被共済者）の皆様へ

令和4年7月1日（改定日）から、FCSの特定退職金共済制度は以下のとおり改正されますので、お知らせいたします。

1. 令和4年7月1日以降の掛金に関わる退職一時金、遺族一時金及び退職年金の額を変更します。（※1）

皆様にはご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、永続的に安定した制度運営を図るための改定でございますので、ご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

（1）給付利率を1%から0.7%に改定します。

掛金を企業年金保険として運用している生命保険会社二社のうちの一社が令和3年6月から運用予定利率を0.8%から0.5%に引き下げたので、運用資産の減少が見込まれます。そこで運用利率の低下に見合った給付水準に改めます。

（2）給付金額への補填を解消します。

給付金額が掛金を下回らないようにするため補填を行っていますが、令和4年7月1日以降は生命保険会社で運用する掛金等の資産に基づく給付金額といたします。

※1. 改定日前に加入した被共済者で、改定日現在継続して掛金を払っている場合は経過措置があります。

退職一時金額表 新旧比較（単位：円）

		1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年
1口	新	11,680	23,450	35,290	47,220	59,240	120,590	184,110	249,890
	旧	12,000	24,000	36,000	48,000	60,000	122,430	188,380	257,680
	差	-320	-550	-710	-780	-760	-1,840	-4,270	-7,790
5口	新	58,400	117,250	176,450	236,100	296,200	602,950	920,550	1,249,450
	旧	60,000	120,000	180,000	240,000	300,000	612,150	941,900	1,288,400
	差	-1,600	-2,750	-3,550	-3,900	-3,800	-9,200	-21,350	-38,950
10口	新	116,800	234,500	352,900	472,200	592,400	1,205,900	1,841,100	2,498,900
	旧	120,000	240,000	360,000	480,000	600,000	1,224,300	1,883,800	2,576,800
	差	-3,200	-5,500	-7,100	-7,800	-7,600	-18,400	-42,700	-77,900

『新』：令和4年7月からの給付額表に基づく金額

『旧』：平成16年7月から令和4年6月までの給付額表に基づく金額

なお、10口以上で計算する場合は、1口に対して該当する口数を乗じた額になります。

2. FCS の特定退職金共済制度内における通算制度を新たに設けます。

同制度に加入している事業所に転職した場合に、加入期間の通算を行えるようにします。これにより、まとまった退職金が受け取れるようになります。

3. 減口の手続きを明確化します。

減口は、被共済者の承諾と理由を書面で提出していただき、それらをもとに FCS が認めた場合に限るものとします。

[例] ①退職金規定を上回るため …社内規定の写し など

②育児休業 …育児休業申請届の写し など

③病気／ケガによる休業 …傷病手当金申請書の写し など

④介護休暇 …介護休暇申請届の写し など

* ②及び③による休業の場合は掛金を中断(0口)することができます。

* 理由を示す書類がない場合は、ご相談ください。

4. そのほかの改正

○ 退職金共済契約の条件に福利厚生制度の加入を追加します。(※2)

FCS 設立の目的は、中小企業勤労者の在職時から退職後の老後生活に至るまでの生涯にわたる総合的な福祉事業を実施することにより、福利厚生面における大企業との格差の解消、中小企業における人材の確保・定着化につながることで、船橋市の中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与することとなっています。このことを考慮して改正します。

※2. この改正は、現在共済契約者となっている事業主の皆様には適用されません。令和4年7月1日以降に退職金共済契約を締結する場合に適用されます。

【お問合せ先】 FCS 047-426-1155